

人工知能戦略本部の運営について（案）

令和 7 年 9 月 日
人工知能戦略本部決定

人工知能戦略本部令（令和 7 年政令第 281 号）第 2 条の規定に基づき、人工知能戦略本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. 本部会合への参加者について

内閣官房副長官（3 名）を本部会合に毎回参加させるものとする。

2. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

3. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事概要は、原則として、本部会合終了後公開する。ただし、人工知能戦略本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるときは、議事概要の一部又は全部を公開しないものとするができる。

4. 配布資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。ただし、本部長が必要と認めるとき、または資料の提出者の同意が得られない場合には、非公開とすることができる。

5. 雑則

その他、本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。